

(介護予防)通所リハビリテーションサービス

種類	内容
通所リハビリ計画	・通所リハビリ計画の作成・実施を行います。
送迎	・ご利用者の身体状況に適した方法により、利用者の居宅と施設間の送迎を実施します。
食事の介助	・管理栄養士の立てる献立により、栄養とご契約者の心身状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 (食事時間) 昼食 12:00～13:00
入浴の介助	・入浴又は清拭を実施します。(一般浴、特浴完備) ・一般浴槽での入浴が不安な方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。(要相談)
排泄の介助	・ご契約者の身体状況に合った方法で、排泄の自立を目指し援助します。 ・ご契約者のプライバシーを傷つけることのないように配慮して援助します。
機能訓練	・医師・理学療法士等の指導の下、機能の維持回復を目指して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション(個別リハビリ、集団リハビリ)を実施します。
健康管理	・医師又は看護職員による健康保持のための適切な措置を行います。
その他自立への支援	・寝たきり防止の為、できるだけ離床に配慮します。 ・レクリエーション・行事を行い、通所リハビリでの充実した生活をめざします。 ・清潔で快適な生活を提供できるよう、館内の清潔、ご契約者に対して適切な整容を支援します。